

塩尻市水防計画

塩尻市水防計画 目次

第1章	目的	水防計画	1
第2章	水防管理団体	水防計画	1
第1節	水防に係わる事務及び業務の処理		
第2節	水防訓練		
第3節	水防対象河川等		
第3章	重要水防区域等	水防計画	2
第1節	重要水防区域及び危険箇所		
第2節	ダム及び水門の操作		
第3節	出水による交通遮断が予想される橋梁		
第4章	水防組織	水防計画	2
第1節	組織系統		
第2節	水防本部の設置及び事務分掌		
第5章	雨量・水位の観測	水防計画	3
第6章	通信連絡	水防計画	3
第1節	水防通信		
第2節	非常時優先通信の取り扱い		
第3節	その他の通話施設の使用		
第4節	その他の連絡		
第7章	洪水予報及び水防警報とその処置	水防計画	4
第1節	水防警報とその処置		
第2節	水防信号		
第8章	出動及び水防作業	水防計画	5
第1節	水防管理団体の非常配備		
第2節	水防作業上の心得		
第3節	決壊（被害情報）の通報		
第4節	避難のための立ち退き		
第5節	水防配備の解除		
第9章	費用負担及び公用負担	水防計画	7
第1節	費用負担		
第2節	公用負担		
第10章	設備・資材・機材・輸送等に整備及び確保	水防計画	7
第1節	設備及び資機材の整備		

第2節 非常輸送の確保

第11章 公務災害補償・・・・・・・・・・・・・・・・水防計画－8

第12章 水防活動報告及び水防てん末報告・・・・・・・・水防計画－8

塩尻市水防計画

沿革	昭和40年	6月14日	作成
	昭和42年	6月15日	第1回修正
	昭和47年10月	1日	第2回修正
	昭和48年	7月26日	第3回修正
	昭和49年	4月1日	第4回修正
	昭和56年	7月13日	第5回修正
	昭和57年	4月1日	第6回修正
	平成5年	5月24日	第7回修正
	平成16年	3月10日	第8回修正
	平成17年	2月25日	第9回修正
	平成20年	3月31日	第10回修正
	平成25年	2月18日	第11回修正
	平成30年	2月20日	第12回修正

第1章 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる塩尻市が、塩尻市の地域に係る河川、ため池の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2章 水防管理団体

第1節 水防に係わる事務及び業務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防禦し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防管理者が水防活動の必要がなくなるまでの間、この水防計画に基づいて、水防に係る事務及び業務を処理するものとする。

第2節 水防訓練

本水防管理団体は、出水期前に年1回以上本計画に基づき、松本建設事務所長と協議のうえ、その指導を得て水防訓練を行うものとする。

第3節 水防対象河川等

本市の水防対象河川等は、別表第1のとおりとする。

第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域

- 1 重要水防区域とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が予想される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防区域を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態を把握しておくこととする。

- 2 重要水防区域は、別表第2のとおりとする。

第2節 ダム及び水門の操作

水防上重要なダム、水門の操作は、別表第3のとおりとし、ダム及び水門の管理者は、洪水予報又は水防警報等の通知を受けたとき、若しくは、雨量、水位、流量等の気象状況により洪水のおそれがあるときは、それぞれ決められた操作基準に基づき的確な操作をしなければならない。

第3節 出水による交通遮断が予想される橋梁

出水による交通遮断が予想される橋梁は、別表第4のとおりとし、それらの箇所については警戒を厳にして、流木の排除、通行の可否等を警戒のうえ、処置するものとする。

第4章 水防組織

第1節 組織系統

水防組織系統は、別表第5のとおりとする。

第2節 水防本部の設置及び事務分掌

- 1 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要はあると認めたときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部の業務開始を指令し、水防本部を保健福祉センター市民交流室に、現地指導班を塩尻市消防団各分団に置くものとする。ただし、塩尻市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 松本広域連合消防本部職員の任命

水防管理者は、水防本部を設置するときには、松本広域連合消防本部（以下「松本広域消防局」という。）の職員を、職員の派遣に関する協定書（平成5年4月1日締結）により本市の職員に併任するものとする。

3 水防本部員の非常参集

水防本部員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5章 雨量・水位の観測

本市に関する観測所（雨量観測所、水位観測所）は別表第6のとおりとする。

第6章 通信連絡

第1節 水防通信

水防に関して連絡を要するときは、防災行政無線、電話（携帯電話）などを使用する。

第2節 非常時優先通信の取り扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通話施設の使用

電話等通話不能又は緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電気事業通信施設
- (5) その他の通信施設

第4節 その他の連絡

水防警報、出動指令、避難指示等に急を要するときは、サイレン又は警鐘をもって行う。

第7章 洪水予報及び水防警報とその処置

第1節 水防警報とその処置

法第16条の規定により、知事から奈良井川へ水防警報が発せられたとき、又は水防管理者が必要と認めたときは、別表第7により、速やかに関係機関に連絡し、次の各段階による指示を行うものとする。

第2節 水防信号

水防信号は、法第20条の規定に基づき、次により行うものとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 8 章 出動及び水防作業

第 1 節 水防管理団体の非常配備

1 非常配備指令の基準

水防管理者が消防団及び松本広域消防局・木曽広域消防本部の職員を配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 指定河川にあつては、知事からその警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があつた場合

2 消防団の非常配備

(1) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発令される等、必要と認めたときに発する。

(2) 準備

消防団の分団長、部長及び班長は、所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。

準備の指令は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出動の必要が予測されたときに発する。

(3) 出動

消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。

3 非常配備指令の種類及び体制

法第 10 条第 1 項の規定による洪水におそれがあるとその状況を通知されたとき、又は洪水による危険があると予想されたときから、その危険が解除されるまでの間、次表により非常配備につくものとする。

配備の段階	配備の時期	勤務の体制	配備人員	
			松本広域消防局	塩尻市消防団
第 1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当り、事態の推移によっては、直ちに第 2 配備の招集その他の活動ができる体制	松本広域消防局又は木曽広域消防本部が定める人員	指令された危険河川などを管轄する消防団

第2配備	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2 水防長又は現地指導部長が必要と認め指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	松本広域消防局又は木曾広域消防本部が定める人員	指令された危険河川などを管轄する消防団
第3配備	1 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき。 2 水防長又は現地指導部長が必要と認め指令したとき。	完全な水防体制	松本広域消防局又は木曾広域消防本部が定める人員	水防活動に必要な要員が当たり、災害の状況により全団員を招集する。

第2節 水防作業上の心得

- 1 消防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は、命令がなくて部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- 2 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- 3 作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。
- 4 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重に期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
- 5 洪水時において堤防に異常が起きる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の4分の3ぐらいに減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

第3節 決壊（被害情報）の通報

- 1 堤防等が決壊した場合は、水防管理者、消防団長は直ちにこの状況を関係機関（国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所、松本建設事務所、塩尻警察署、JR保線区）及び氾濫のおそれのある隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。
決壊後といえども水防管理者、消防団長等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- 2 水防管理者は、洪水等により被害が生じた場合は直ちに松本建設事務所長を経由して長野県水防本部（県庁建設部河川課）にその概況を通報する。

第4節 避難のための立ち退き

- 1 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合には、法第29条の規定に基づき、長野県水防本部長、長野県現地指導班長（松本建設事務所長）又はその命を受けた職員若し

くは水防管理者は、速やかに必要と認める地域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

- 2 水防管理者は、立ち退き又は準備を指示した場合は、塩尻警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、塩尻警察署長と協議の上、予め立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第5節 水防警報の解除

- 1 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、長野県水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員は、1による水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部署を離れてはならない。
- 3 水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者に報告する。

第9章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

市域内の水防に要する費用は、本市が負担するものとする。

第2節 公用負担

水防上必要があるときは、水防管理者は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他資材の使用又は収用
- (3) 車その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第10章 設備・資材・機材・輸送等に整備及び確保

第1節 設備及び資機材の整備

- 1 本市は、別表第8に掲げる水防倉庫及び代用備蓄場を設け、おおむね別表第9に示す資機材を備蓄するものとする。ただし、水防管理者がその地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。
- 2 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するととも

に水防資材確保のため、別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄資材を使用し、又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

- 3 水防管理者は、備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資機材を国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長又は松本建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

第2節 非常輸送の確保

非常の際、水防用資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市域の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して松本建設事務所長に提出しておくものとする。

- (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第11章 公務災害補償

水防における消防団員の公務による死傷についての補償は、塩尻市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年塩尻市条例第25号）による。

第12章 水防活動報告及び水防てん末報告

- 1 各部は水防活動終了後すみやかに活動状況を取りまとめ、別紙様式第1号により水防管理者（指揮本部経由）に報告するものとする。
- 2 水防管理者は、水防法施行細則（昭和26年長野県規則第42号）第6条の規定により、水防実施後10日以内に別紙様式第2号により松本建設事務所長を経由して知事に水防てん末報告をするものとする。

別表第1 水防対象河川等

(1) 法定河川

法定区分	水系名	名称	市域内延長 (m)	流域地区	摘要
一級河川	信濃川	大沢川	2,050	広丘・片丘	
		田川	12,520	塩尻・片丘・広丘・高出	
		四沢川	3,500	塩尻	
		奈良井川	37,500	檜川・宗賀・洗馬・広丘	
		小曾部川	12,100	洗馬	
		矢沢川	2,300	塩尻	
		小田川	1,900	吉田	
		境沢川	1,680	片丘	
		権現川	1,780	片丘	
		塩沢川	4,550	片丘	
	天竜川	小野川	3,800	北小野	
前田川		1,600	北小野		
準用河川	信濃川	尾沢川	2,150	洗馬	
		権現川	2,160	塩尻	
		田川	2,270	塩尻	
		鋳物師川	2,090	塩尻	
		贄川沢川	5,000	檜川	
		樽沢川	1,000	檜川	
		水沢川	1,200	檜川	
		宮沢川	1,000	檜川	
		崩沢川	800	檜川	
		橋戸沢川	8,000	檜川	
		まきや沢川	1,000	檜川	
		カツ沢川	800	檜川	
		池の沢川	800	檜川	
		宮の沢川	800	檜川	

別表第1 水防対象河川等

(2) 普通河川

名称	市域内延長 (m)	流入する 法定河川	対岸等 市町村	地域地区	摘要
塩沢川	2,600	塩沢川	松本市	片丘	
北洞川	3,295	小田川	松本市	片丘	
中洞川	2,373	小田川	松本市	片丘	
南洞川	2,000	小田川	松本市	片丘	
小場ヶ沢川	3,600	田川		片丘・広丘	
境沢川	2,500	田川		片丘	
権現沢川	3,200	田川		片丘	
松葉沢川	2,000	大沢川		片丘	
牛壳沢川	1,200	大沢川		片丘	
大沢川	1,300	大沢川		片丘	
鑄物師川	210	田川		片丘・塩尻	
四沢川	3,000	四沢川		塩尻	
松井沢川	1,100	田川		塩尻	
犬飼沢川	1,000	田川		塩尻	
芦沢川	1,600	田川		塩尻	
権現川	1,140	田川		塩尻	
東沢川	600	田川		塩尻	
芦井沢川	800	小野川		北小野	
刈谷沢川	1,400	小野川		北小野	
川鳥川	1,000	小野川		北小野	
唐沢川	1,600	小野川	辰野町	北小野	
勝弦川	1,800	小野川		北小野	
相吉川	2,300	小野川		北小野	
和手川	700	小野川		北小野	
青木沢川	1,100	小野川		北小野	
三才山沢川	1,100	小野川		北小野	
関沢川	1,600	奈良井川		宗賀	
釜ノ沢川	1,700	奈良井川		宗賀	
尾沢川	450	奈良井川		宗賀	
砥沢川	2,100	奈良井川		宗賀	
中手沢川	700	奈良井川		宗賀	

別表第1 水防対象河川等

(2) 普通河川 (続き)

名称	市城内延長 (m)	流入する 法定河川	対岸等 市町村	地域地区	摘要
向剣沢川	800	奈良井川		宗賀	
南沢川	800	奈良井川		宗賀	
北沢川	600	奈良井川		宗賀	
滝沢川	1,900	奈良井川		宗賀	
塩沢川	1,000	奈良井川		宗賀	
沓沢川	700	小曾部川		洗馬	
宮ノ入川	700	小曾部川		洗馬	
観音沢川	600	小曾部川		洗馬	
畏沢川	700	小曾部川		洗馬	
栗ノ木沢川	900	小曾部川		洗馬	
烏川	2,000	小曾部川		洗馬	
小曾部川	3,300	小曾部川		洗馬	
白川	3,300	奈良井川		檜川	
南沢		奈良井川		檜川	
黒川		奈良井川		檜川	
シン沢		奈良井川		檜川	
栃洞沢		奈良井川		檜川	
コイノコ沢		奈良井川		檜川	
戸沢		奈良井川		檜川	
姥神沢		奈良井川		檜川	
イノコ沢		奈良井川		檜川	
カンベヤ沢		奈良井川		檜川	
糖沢		奈良井川		檜川	
天照沢		奈良井川		檜川	
綿沢		奈良井川		檜川	
ハア沢		奈良井川		檜川	
モチ沢		奈良井川		檜川	
福沢		奈良井川		檜川	
楡沢		奈良井川		檜川	
尻平沢		奈良井川		檜川	
押込沢		奈良井川		檜川	

別表第1 水防対象河川等

(2) 普通河川 (続き)

名称	市域内延長 (m)	流入する 法定河川	対岸等 市町村	地域地区	摘要
芦山沢		奈良井川		檜川	
二ノ沢		奈良井川		檜川	
一ノ沢		奈良井川		檜川	
境沢川		奈良井川		檜川	

別表第1 水防対象河川等

(3) ため池

	名称	所在地	堤高(m)	堤長(m)	水系	施設管理者
1	十沢	片丘南内田	3.3	45.0	信濃川	十沢水利組合
2	四柱	片丘南内田	4.4	125.0	信濃川	両内田土地改良区
3	大沢池	片丘南内田	13.5	75.0	信濃川	大沢水利組合
4	雨洞	片丘南内田	14.6	92.0	信濃川	大沢水利組合
5	斧トゲ	片丘南内田	4.9	26.0	信濃川	斧トゲ水利組合
6	鷹ノ巣上	片丘北熊井	4.7	133.0	信濃川	鷹ノ巣水利組合
7	鷹ノ巣下	片丘北熊井	7.8	260.0	信濃川	鷹ノ巣水利組合
8	町村大沢	片丘北熊井	5.8	70.0	信濃川	北熊井区
9	今泉	片丘北熊井	5.6	75.0	信濃川	今泉ため池水利組合
10	宮ノ入下	片丘南熊井	4.9	76.0	信濃川	宮ノ入水利組合
11	竜神	片丘南熊井	4.8	81.0	信濃川	南熊井区
12	宮ノ入上	片丘南熊井	5.8	49.8	信濃川	宮ノ入水利組合
13	芦沢	長畝	5.2	100.0	信濃川	芦沢水利組合
14	栗木沢	塩尻町	5.8	78.0	信濃川	栗木沢ため池組合
15	北ノ入	柿沢	5.2	38.0	信濃川	塩尻東土地改良区
16	池ノ入	塩尻町	5.4	80.0	信濃川	塩尻東土地改良区
17	小坂田	大字塩尻	8.8	85.0	信濃川	小坂田水利組合
18	前林	柿沢	5.0	117.0	信濃川	柿沢区
19	中条	中西条	2.0	67.0	信濃川	中西条区
20	田川浦	金井	3.7	60.0	信濃川	塩尻東土地改良区
21	みどり湖	金井	22.0	110.0	信濃川	塩尻東土地改良区
22	若宮	上西条	3.3	90.0	信濃川	若宮水利組合
23	青木沢1	東山	3.5	45.0	信濃川	青木沢ため池管理組合
24	青木沢2	東山	2.8	75.0	信濃川	青木沢ため池管理組合
25	上条大沢	上西条	5.5	43.0	信濃川	上西条区
26	矢沢	下西条	10.6	87.0	信濃川	下西条区
27	野村八幡	広丘野村	3.0	175.0	信濃川	八幡水利組合
28	原口	洗馬下小曾部	3.1	200.0	信濃川	原田水利組合
29	杳沢池	洗馬芦ノ田	28.1	145.0	信濃川	松本市奈良井川土地改良区
30	平出泉	宗賀平出	1.9	68.0	信濃川	平出区

別表第1 水防対象河川等

(3) ため池 (続き)

	名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	水系	施設管理者
31	瀏岡	宗賀平出	3.8	53.0	信濃川	瀏岡水田組合
32	堤屋	宗賀平出	4.0	45.0	信濃川	平出区
33	尾沢	宗賀洗馬	8.3	70.0	信濃川	洗馬区
34	本山	宗賀本山	4.8	346.0	信濃川	本山新田組合
35	大沢	上西条	3.5	70.0	信濃川	大沢水利組合
36	東山	旧塩尻東山	3.5	165.4	信濃川	東山区
37	チキリヤ	北小野勝弦	3.9	60.0	天竜川	北小野水利組合
38	相吉上	北小野相吉上田	4.6	200.0	天竜川	北小野水利組合
39	石塚	北小野勝弦	4.0	98.0	天竜川	北小野水利組合
40	諏訪洞	北小野勝弦	5.1	66.0	天竜川	北小野水利組合
41	和手	北小野勝弦	4.2	80.0	天竜川	北小野水利組合
42	芦井沢	北小野古町	3.5	47.0	天竜川	北小野水利組合
43	出藤	北小野上田	7.5	80.0	天竜川	北小野水利組合
44	相吉	北小野相吉	6.8	130.0	天竜川	北小野水利組合
45	隠洞	北小野善知鳥	1.3	55.0	天竜川	北小野水利組合
46	古山	北小野勝弦	4.2	126.0	天竜川	北小野水利組合
47	空木平	北小野勝弦	2.3	180.0	天竜川	北小野水利組合
48	勝弦	北小野勝弦	4.8	110.0	天竜川	北小野水利組合
49	竹ノ入	北小野宮木沢	8.1	114.0	天竜川	北小野水利組合
50	三才山沢	北小野三才山	1.7	80.0	天竜川	北小野水利組合
51	床尾	宗賀床尾	1.6	26.0	信濃川	床尾区
52	東山1号	旧塩尻東山	2.6	30.0	信濃川	青木沢ため池管理組合
53	東山2号	旧塩尻東山	11.8	113.0	信濃川	青木沢ため池管理組合
54	酒屋	宗賀平出	1.0	46.0	信濃川	平出区

別表第2 重要水防区域

河川名	管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
奈良井川	県	一級	左	A	50	1	桑沢橋上下	2.5	堤防高不足 越水	積土のう
奈良井川	県	一級	右	B	200	1	三の段	2.0	堤防高不足 越水	積土のう
奈良井川	県	一級	左	B	200	1	南原上	2.0	堤防高不足 越水	積土のう
奈良井川	県	一級	右	B	200	1	マキヤ沢	2.0	護岸等の決壊	積土のう
奈良井川	県	一級	左	B	255	1	長瀬	2.0	無堤地 決壊	積土のう
奈良井川	県	一級	左	B	100	1	隠	2.0	護岸等の決壊	積土のう
奈良井川	県	一級	右	B	200	1	豊口下	2.0	無堤 決壊	積土のう
			左	B	150	1				
小曾部川	県	一級	右	B	450	1	小曾部橋上	1.3	護岸弱体 土砂崩落	積土のう
小曾部川	県	一級	右	B	40	1	欠ノ沢橋下	1.5	土砂崩落 法崩れ	積土のう
小曾部川	県	一級	右	A	100	1	高畑バス停下	1.2	越水 断面不足 法崩れ	積土のう
小曾部川	県	一級	右	B	250	1	下花見	1.6	土砂崩落 法崩れ	積土のう
小曾部川	県	一級	右	B	50	1	釜ノ口橋上	1.6	越水 断面不足	積土のう
小曾部川	県	一級	右	B	100	1	白石	1.6	土砂崩落 法崩れ	積土のう
前田川	県	一級	左	A	250	1	(国) 153号モンマート 上下	1.5	越水 断面不足	積土のう

別表第2 重要水防区域 (続き)

河川名	管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
矢沢川	県	一級	左右	A	150	1	下西条 石川横断溝	2.0	越水 断面不足	積土のう
矢沢川	県	一級	左	B	50	1	下西条公園上	2.0	越水 断面不足	積土のう
権現沢川	県	一級	左右	B	50	1	北熊井	2.0	土砂崩落 法崩れ	積土のう
県計					2,845	18				
尾沢川	市	準用	左	B	50	1	県道本山床尾線 J R 高架西	2.0	越水 断面不足	積土のう
宮の沢川	市	準用	左	B	50	1	鎮神社	0.5	護岸等の決壊	積土のう
			右	B	50	1				
池の沢川	市	準用	左	B	50	1	奈良井公民館	0.7	護岸等の決壊	積土のう
			右	B	50	1				
贅川沢川	市	準用	左	B	150	1	贅川 沢川	1.5	護岸等の決壊	積土のう
市計					400	6				
計					3,245	24				

別表第3 水防上重要なダム・水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
奈良井川	一級	堅石大堰頭首工	塩尻市 広丘郷原	堅石大堰 水利組合	竹下 操	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	52-5833
奈良井川	一級	小俣堰頭首工	塩尻市 広丘堅石	松本市奈良井 川土地改良区	大槻 篤志	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	事務所 58-5755 携帯 090-2638-7352
奈良井川	一級	七ヶ堰頭首工	塩尻市 広丘堅石	松本市奈良井 川土地改良区	窪田 好昭	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	事務所 58-5755 携帯 090-8749-3268
奈良井川	一級	今村堰頭首工	塩尻市 広丘堅石	松本市奈良井 川土地改良区	長瀬 茂美	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	事務所 58-5755 自宅 090-3473-8749
奈良井川	一級	屋敷砂田堰頭首工	塩尻市 広丘郷原	屋敷砂田堰 水利組合	百瀬 淑雄	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	53-0987
奈良井川	一級	郷原大堰頭首工	塩尻市洗馬 芦ノ田下	郷原大堰 水利組合	塩原 智	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	54-8484
奈良井川	一級	金淵頭首工	塩尻市上組	金淵堰水利組合	百瀬 隆紀	巡視員により巡視を行い操作担当者と連絡をとり水門操作をする	53-8362
奈良井川	一級	太田井頭首工	塩尻市上組	太田水利組合	塚原 正久	増水量により適宜開扉する	52-1612

別表第3 水防上重要なダム・水門の操作 (続き)

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
奈良井川	一級	大井頭首工	塩尻市上組	大井水利組合	大塚 清司	増水量により適宜開扉する	52-7114
奈良井川	一級	奈良井ダム	塩尻市大字奈良井字表塩水	長野県	奈良井川改良事務所長	奈良井ダム操作規則による	ダム 0264-34-2766 事務所 40-1982
田川	一級	吉田大堰頭首工	塩尻市 広丘吉田	田川土地改良区	小沢 忠広	増水量により適宜開扉する	58-8991
田川	一級	中堰頭首工	塩尻市 広丘野村	田川土地改良区	三沢 保	増水量により適宜開扉する	52-8370
田川	一級	重堰頭首工	塩尻市 広丘高出	田川土地改良区	三沢 保	増水量により適宜開扉する	52-8370
田川	一級	河原田頭首工	塩尻市 下西条	塩尻東土地改良区	手塚 俊秀	増水量により適宜開扉する	53-4344
田川	一級	八幡林頭首工	塩尻市金井	塩尻東土地改良区	吉江伸一郎	増水量により適宜開扉する	52-5283
小曾部川	一級	長崎頭首工	塩尻市洗馬 下小曾部	長崎水利組合	赤堀 次男	増水量により適宜開扉する	53-5776
小曾部川	一級	本村頭首工	塩尻市洗馬 下小曾部	塩尻市	立花 宗秋	増水量により適宜開扉する	54-2131

別表第3 水防上重要なダム・水門の操作 (続き)

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
小曾部川	一級	本郷頭首工	塩尻市岩垂	本郷水利組合	中野 宣弘	増水量により適宜開扉する	53-0441
溜池	普通	向坂溜池 (みどり湖)	塩尻市金井	塩尻市	藤井 武彦	増水量により適宜開扉する	53-3255
溜池	普通	小坂田溜池	塩尻市 塩尻町	小坂田 水利組合	藤井 武彦	増水量により適宜開扉する	53-3255
溜池	普通	鷹の巣溜池	塩尻市片丘 北熊井	鷹の巣 水利組合	中野 長男	増水量により適宜開扉する	53-2121
溜池	普通	大沢溜池	塩尻市	大沢 水利組合	丸山 吉司	増水量により適宜開扉する	52-5138
溜池	普通	原口溜池	塩尻市洗馬 原口	原田水利組合	青柳 茂	増水量により適宜開扉する	52-8183
溜池	普通	杳沢溜池	塩尻市 下小曾部	松本市奈良井 川土地改良区	塩尻市	増水量により適宜開扉する	52-0280
溜池	普通	芦沢溜池	塩尻市長畝	芦沢水利組合	大和 重信	増水量により適宜開扉する	52-1485
溜池	普通	栗木沢溜池	塩尻市 塩尻町	栗木沢ため池 組合	吉江 清充	増水量により適宜開扉する	52-4482
計		26					

別表第 4

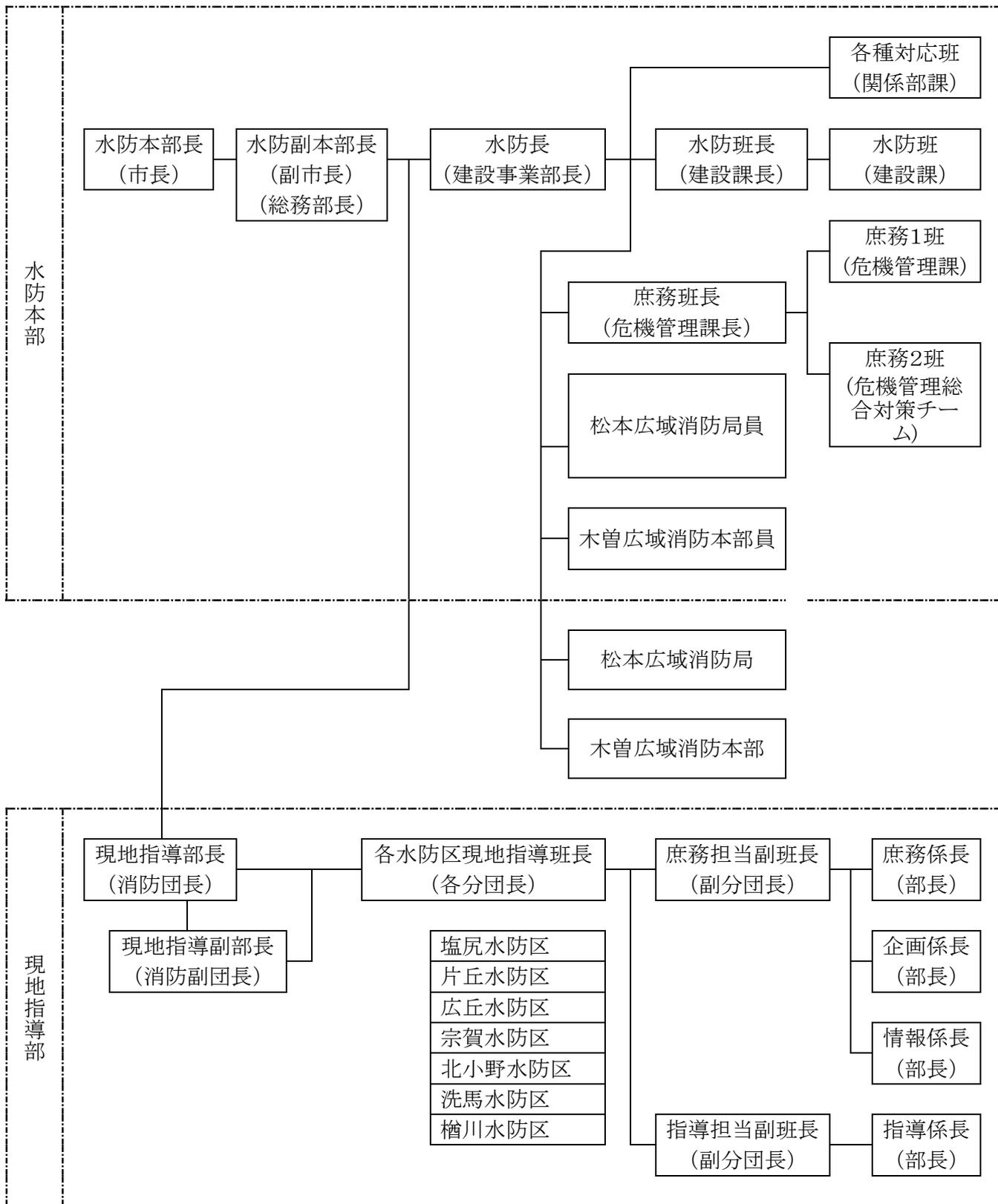
出水による交通遮断が予想される橋梁

平成 20 年調査

河川名	河川の 種類	路線名・位置	名称	構造の概要	遮断水位 (m)	管理者
奈良井川	一級	市道洗馬太田線 洗馬字梨木	梨ノ木橋	鋼桁木橋	2.5	塩尻市長
小曾部川	一級	市道長崎奥平線 洗馬上小曾部	欠ノ沢橋	鋼桁木橋	2.0	塩尻市長

別表第5

(1) 塩尻市水防組織系統



(2) 水防本部に置く班の分掌事務

<p>★水防班 班長 (建設課長)</p>	<p>班員 (建設課)</p>	<p>被害状況の取りまとめ、報告に関する事 水防危険河川の把握に関する事 気象予警報に関する事 県水防本部に関する事</p>
<p>★庶務班 班長 (危機管理課長)</p>	<p>庶務1班員 (危機管理課)</p>	<p>消防団に関する事 水防倉庫・水防資機材に関する事 被害状況に関する事 派遣要請に関する事 避難勧告に関する事 非常招集に関する事</p>
	<p>庶務2班員 (危機管理総合対策チーム)</p>	<p>情報収集・広報活動に関する事 通信統制に関する事 庁内対応に関する事 庶務に関する事</p>
<p>★各種対応班 班長 (各課長)</p>	<p>班員 (各課)</p>	<p>水防本部長の命による活動に関する事</p>

(3) 現地指導班

塩尻水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	経理 広報 派遣要請	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報	資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査 撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地		移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名
		(第1部部長)	塩尻町 138-2		5 0 8	塩尻町
		(第2部部長)	中西条 218-1		5 0 9	下中西条
		(第3部部長)	大門 6 番町 3-58		5 1 0	大門
		(第4部部長)	上西条 494-2		5 1 1	上西条 松原
		(第5部部長)	栈敷 399-7		5 1 2	栈敷
		(第6部部長)	長畝 189-3		5 1 3	長畝
		(第7部部長)	柿沢 587-1		5 1 4	柿沢
		(第8部部長)	堀ノ内 118-4		5 1 5	堀ノ内
		(第9部部長)	旧塩尻 911-1		5 1 6	東山 みどり湖
(第10部部長)	金井 89		5 1 7	金井 峰原		

北小野水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	経理 広報 派遣要請	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報	資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査 撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地		移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名
		(第1部部長)	北小野 50-8		5 4 3	古町
		(第2部部長)			5 4 4	上田 宮前 大出
		(第3部部長)	北小野 15303-7		5 4 5	勝弦

(3) 現地指導班 (続き)

広丘水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	經理 派遣要請	広報	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報		資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査	撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地	移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名		
		(第1部部長)	広丘郷原 1085	5 2 6	郷原		
		(第2部部長)	広丘堅石 1269-3	5 2 7	堅石		
		(第3部部長)	広丘野村 834-2	5 2 8	野村		
		(第4部部長)	広丘吉田 1513-12	5 2 9	吉田		
		(第5部部長)	広丘高出 384-3	5 3 0	高出		
		(第6部部長)	広丘原新田 291-16	5 3 1	原新田		

片丘水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	經理 派遣要請	広報	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報		資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査	撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地	移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名		
		(第1部部長)	片丘 10343-1	5 2 1	南熊井 中挟		
		(第2部部長)	片丘 4090-4	5 2 2	南内田 君石 内田原		
		(第3部部長)	片丘 8783-1	5 2 3	北熊井		

(3) 現地指導班 (続き)

宗賀水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	經理 派遣要請	広報	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報		資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査	撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地	移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名		
		(第1部部長)	宗賀 2010-5	5 3 4	床尾 小井戸		
		(第2部部長)	宗賀 4991	5 3 5	本山		
		(第3部部長)	宗賀 2746-8	5 3 6	洗馬		
		(第4部部長)	宗賀 6143	5 3 7	日出塩		
		(第5部部長)	宗賀 799-6	5 3 8	平出		
		(第6部部長)	宗賀 71-591	5 3 9	桔梗ヶ原		
(第7部部長)	宗賀 3847-1	5 4 0	牧野				

洗馬水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 警察関係	經理 派遣要請	広報	記録・報告 資材準備	
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報		資機材輸送	
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査	撮影	
	指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地	移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名		
		(第1部部長)	洗馬 5729	5 4 8	岩垂		
		(第2部部長)	洗馬 2305-2	5 4 9	元町		
		(第3部部長)	洗馬 4946	5 5 0	下小曾部		
		(第4部部長)	洗馬 3809-1	5 5 1	上小曾部		
		(第5部部長)	洗馬 2550-2	5 5 2	芦ノ田		
		(第6部部長)	洗馬 1880-17	5 5 3	上組		
(第7部部長)	洗馬 361-7	5 5 4	太田				

(3) 現地指導班 (続き)

檜川水防区

班長 (分団長)	庶務担当副班長 (副分団長)	庶務係長 (第1部部長)	庶務 經理 警察關係	広報 派遣要請	記録・報告 資材準備
		企画係長 (第2部部長)	緊急対策	水防警報	資機材輸送
		情報係長 (第3部部長)	通信連絡	招集	調査 撮影
指導担当副班長 (副分団長)	指導係長	詰所所在地		移動系防災行政 無線呼出番号	水防支区名
	(第1部部長)	奈良井 395		5 5 7	奈良井
	(第2部部長)	木曾平沢 1702-1		5 5 8	木曾平沢
	(第3部部長)	贄川 1598-イ		5 5 9	贄川

別表第6

1 信濃川水系水位観測所

所属	観測所名	河川名	位置	備考
松本建設事務所	琵琶橋	奈良井川	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	長瀬	奈良井川	塩尻市大字洗馬	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	奈良井川ダム	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	テレメーター

2 雨量観測所一覧

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
气象台	松本	信濃川	奈良井川	松本市沢村 (松本特別地域気象観測所)	有線ロボット気象計
气象台	木曾平沢	信濃川	奈良井川	塩尻市大字木曾平沢	有線ロボット気象計
国土交通省 (千曲川)	贄川	信濃川	奈良井川	塩尻市大字贄川	自記テレメーター
県	琵琶橋	信濃川	奈良井川	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター
県	奈良井ダム	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	雨量テレメーター
県	萱ヶ平	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井国有林 38 は林小班	〃 (11/1~5/5 閉鎖)
県	贄川	信濃川	奈良井川	塩尻市大字贄川字折戸 1215-2	テレメーター (砂)
県	農業試験場	信濃川	奈良井川	塩尻市大字宗賀 1066-1 長野県野菜花き試験場	自記
県	畜産試験場	信濃川	田川	塩尻市大字片丘 10931-1 長野県畜産試験場	自記
市	塩尻消防署	信濃川	田川	塩尻市広丘高出 1486-802	テレメーター
市	洗馬支所	信濃川	小曾部川	塩尻市大字洗馬 2550-2	テレメーター
市	北小野支所	天竜川	前田川	塩尻市大字北小野 48	テレメーター
市	片丘支所	信濃川	田川	塩尻市片丘 4758-7	テレメーター
市	塩尻東支所	信濃川	田川	塩尻市塩尻町 648-1	テレメーター
市	広丘支所	信濃川	田川	塩尻市広丘野村 2036-1	テレメーター
市	宗賀支所	信濃川	奈良井川	塩尻市宗賀 2658-1	テレメーター
市	木曾くらし の工芸館	信濃川	奈良井川	塩尻市木曾平沢 2272-1	テレメーター
市	上小曾部 浄水場	信濃川	小曾部川	塩尻市大字洗馬上小曾部 4077-124	テレメーター
市	檜川中学校	信濃川	奈良井川	塩尻市奈良井 1037-3	テレメーター

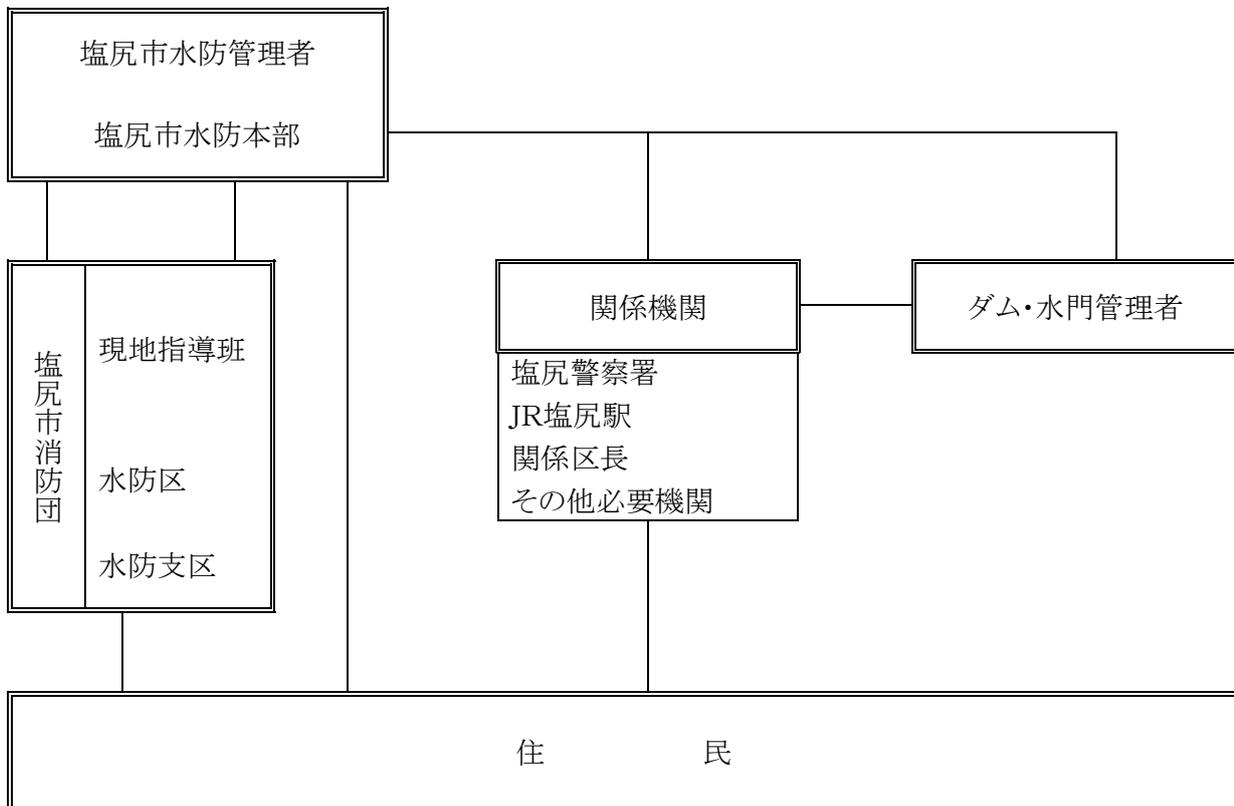
別表第6

2 雨量観測所一覧（続き）

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
市	勝弦	天竜川	前田川	塩尻市北小野 1589-1	テレメーター
J R 東海	奈良井駅	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井駅構内	

別表第7

通信連絡系統図



別表第 8

塩尻市水防倉庫（市有、県有、国庫補助別及び代用備蓄場）一覧

名称	管理団体	市有、県有、国庫補助、代用備蓄場別	場所	竣工年月	備考
消防署備蓄場	塩尻市	市備	広丘高出 1486-802（塩尻消防署内）	1991年12月	電話 54-0119
塩尻水防倉庫	塩尻市	市倉	塩尻町 138-2（町区詰所前）	1987年7月	
片丘水防倉庫	塩尻市	市倉	片丘南内田（教員住宅敷地内）	1987年3月	
広丘水防倉庫	塩尻市	市倉	広丘原新田 309-2（広丘小学校南 100m）	1959年	
宗賀水防倉庫	塩尻市	市倉	宗賀 2658-1（宗賀支所敷地内）	1988年8月	電話 52-0251
北小野水防倉庫	塩尻市	市倉	北小野大出（J A塩尻市北小野支所横）	1984年6月	
洗馬水防倉庫	塩尻市	市倉	洗馬芦ノ田 2550-2（洗馬支所内）	1988年8月	電話 52-0053
小曾部水防倉庫	塩尻市	市倉	洗馬下小曾部 4700（観音堂内）	1971年5月	
上小曾部水防倉庫	塩尻市	市倉	洗馬上小曾部（第 14 集会所）	1985年6月	
郷原水防倉庫	塩尻市	市倉	広丘郷原（郷原神社北 100m）	1999年3月	
檜川支所倉庫	塩尻市	市備	木曾平沢 2221（檜川支所内）	1977年4月	

別表第9

塩尻市水防倉庫等資材備蓄計画

名称	資材	土 囊 袋	玉 縄	鉄 線	蛇 籠	掛 矢	ス コ ップ	ツ ル ハ シ	ジ ヨ レ ン	カ ッ タ ー	ペ ン チ	ノ コ ギ リ	オ ノ	カ マ	照 明 器 具
消防署備蓄場		8,000	13	16	10	4	13	4	11	3	3	3	2	14	3
塩尻水防倉庫		4,000	5	5	10	3	5	2	3	2	2	2	0	0	0
片丘水防倉庫		4,000	5	3	10	3	5	2	3	2	2	2	0	0	0
広丘水防倉庫		4,000	5	8	80	3	10	2	5	2	2	2	0	0	0
宗賀水防倉庫		4,000	5	3	10	3	5	2	3	2	2	2	0	0	0
北小野水防倉庫		4,000	5	3	10	3	5	2	3	2	2	2	0	0	0
洗馬水防倉庫		4,000	5	5	20	3	7	2	3	2	2	2	0	0	0
小曾部水防倉庫		4,000	5	3	15	3	5	2	3	2	2	2	0	0	0
上小曾部水防倉庫		4,000	5	3	10	3	3	2	3	2	2	2	0	0	0
郷原水防倉庫		1,000	2	3	10	3	5	2	3	0	0	0	0	0	0
檜川支所倉庫		4,000	5	3	10	3	5	2	3	0	0	0	0	0	0
合計		45,000	60	55	195	34	68	24	43	19	19	19	2	14	3

※鉄線は50キロ

様式第1号

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

塩尻市水防管理者 様

塩尻市消防団 分団

分団長

印

部長

印

水防活動 実施場所	川 左・右 岸 m
活動時間	平成 年 月 日 時 分から
	平成 年 月 日 時 分まで 計 分
出動人員	消防団員 人 その他 人 計 人
水防作業概要	工法 m
	工法 m
	工法 m
被害状況	
使用資機材	土のう 袋 蛇籠
	杭 本 ビニールシート 枚
	玉石 その他
居住者の 出動状況	
水防関係者の 死 傷	
水位の状況	
備考	

※水防を行った箇所ごとに作成すること

様式第2号

水防てん末報告

水防管理団体：塩尻市

1 天気状況										
年月日	日雨量	風速	風向	気温	摘要					
					始雨	日	時ころ			
					終雨	日	時ころ			
2 こう水の増減										
<p style="text-align: center;">量水標 標高 メートル</p> <p style="text-align: center;">平水位 メートル</p>										
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位より通報水位に復するまで毎時観測値										
3 消防団の出動の時刻及び人員、作業状況、居住者の出勤状況、応援状況										
年月日	消防団員		作業内容	効果	隣接消防団員		居住者		総員	摘要
	出勤人員	時間			応援人員	時間	出勤人員	時間		
4 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容	被害延長	被害金額	摘要				
5 使用機材の種類及び員数並びに回収分										
備蓄所名	使用機材	員数	回収員数	損失金額	摘要					

(次あり)

6 水防法第21条による負担下命の種類及び員数					
種類	員数	損失額	損失者住所	損失者氏名	摘要
7 災害救助隊の援助状況（適宜実情を記載すること。）					
8 立ち退き状況（適宜実情を記載すること。）					
9 水防関係者の死亡及び傷害					
り災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要
10 殊勲者及びその功績（適宜実情を記載すること。）					
11 水防に要した経費					
人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要
12 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見					